主 本件控訴を棄却する。 当審における未決勾留日数中百八十日を原判決の刑に算入する。 理 由

進んで原審か本件殺人罪について有期懲役刑を選択し、これについて自首減軽を行いながらなお且つ懲役四年の刑を科したのは、所論の如く自首減軽を行いながると認むべきか〈要旨〉否かについずるるに、元来或る有期懲役刑について自首減軽をするということは、該法定刑の最高と最低〈/要旨〉限の各二分の一をそれぞれ減じて処断刑を算出し、その範囲内において具体的科刑を定めることをいうのであつて、右処断刑の範囲内の科刑であれば、ということを得ないことは多言を要しないのである。今これを本件についるに、さいうことを得ないことは多言を要しないのである。今これを本件についるに、さいうことを得ないことは多言を要しないのである。今これを国して違法であるに、ということを得ないことは多言を要しないのである。の当に対した人間の範囲の表述であるに、さいの範囲のであるから、これを目して自首減軽を行いながらその実は減軽を行っていない違法があるなどという非難をすることはできない。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 三宅富士郎 判事 東亮明 判事 井波七郎)